

令和2年第6回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和2年12月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年12月11日（金）午前9時00分
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	藤川 健	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	奥野 良子	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進室	中川 泰成	防災対策室長	見並 智俊
生活環境室長	山口 成人	地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 山下 健一 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 村井 摩耶
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について
 - 第3. 議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第8号）
 - 第4. 議案第88号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第5. 議案第89号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第6. 議案第90号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第7. 議案第91号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第8. 議案第92号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）
 - 第9. 議案第93号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
 - 第10. 議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第11. 発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

- 議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、令和2年第6回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
それでは、ただいまから議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
1番 福田 泰生 君 2番 渡邊 昌行 君
の2名を指名いたします。

◎日程第2 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議
について

- 議長(山口 和宏) 次に、日程第2 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉
城町民の利用に関する協議についてを議題にします。
これから質疑を行います。発言を許します。
(「なし」と呼ぶ声あり)
○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算(第8号)ないし日程第
10 議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)

- 議長(山口 和宏) 次に、日程第3 議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予
算(第8号)ないし日程第10 議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算
(第2号)一括議題にします。
これから質疑を行います。後日予算決算常任委員会において詳細な審査をいただく
こととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思
います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。
したがって、質疑は一括上程されました議案第87号ないし議案第94号についての町長
の提案理由の説明の範囲を対象に行います。
発言を許します。

8番 北守君。

○8番（北 守） 8番 北。

議案第87号 玉城町一般会計補正予算の中で、歳入、19款寄附金のふるさと応援寄附金について、歳出、3款民生費の児童発達支援センター建設負担金51万円について、歳出、4款衛生費の緊急対応型雇用創出事業委託料について、3点について質問させていただきます。

なお、今回の答弁で疑問等が生じた場合は、再度予算委員会において聞かせていただきますので、その点ご了承願いたいと思います。

まず1点目、歳入、19款寄附金のふるさと応援寄附金について、ふるさと応援寄附金4,300万円を追加し、9,410万円とした。9月の補正でさらに追加4,300万円ということで追加されたわけですが、その追加された理由は何か。

また、6月に寄附項目を追加したコロナ対策項目の寄附金が11月末で470万7,000円ということでホームページにも載っておりました。短期間でこんなにたくさんのご寄附をいただいたということは、本当にありがたいことだと思うんですが、今回の補正を1年間を通じてコロナ対策寄附金としてどのぐらいの額を見込んでおられるのか、この2点をお伺いします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

まず、ふるさと応援寄附金の増額理由についてなんですが、寄附金本来の趣旨とはちょっと少し違うかもしれませんが、今年度に入りまして、町内の生産者の方に協力を得まして、返礼品の品目を約50点以上増やしたこと、またふるさと応援寄附金の納税サイトを2つサイトを増やしまして、その増やしたサイトの寄附金の増額が見込めそうなので、今回増額させていただきました。

続けて答えていっていいんですね。

○議長（山口 和宏） はい、どうぞ。

○産業振興課長（里中 和樹） 続きまして、新型コロナウイルス感染症対策支援を目的とした寄附金額をどのくらい見込んでいるかについてですが、この新型コロナウイルス感染症がこれからどうなっていくか、また過去の実績というのが推計することも難しいことから、このことに対する金額の見込みというのは、幾らかではなく、ふるさと応援寄附金全体の見込額を9,410万円としているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 答弁ありがとうございます。

次に、2点目の歳出、3款民生費の児童発達支援センター建設負担金51万円について、議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議に関する議案

とこれは関連しておると思います。

新規に建設負担金の予算は計上されたわけですが、法改正により、障害児さんの発達相談等の中核となる児童発達支援センターのまず概要を教えてください。

それから、玉城町にも複数の発達支援の支援事業所が何か所かあるわけですが、当該事業所を利用している方がおられます。従来と変わることはないのかどうかということがまず心配しておったのが1点。

また、さらに伊勢市拠点センターがシステムを利用するように玉城町もなった場合、玉城町の保健師さん等の職員に対する負担が増えるのかどうか。また、ここを利用されておられる利用者さんへの負担は変わることはないのかどうか。

この3点、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

北議員さんのお尋ねの件ですが、児童発達支援センターは作業療法士や言語聴覚士、臨床心理士を配置し、育成が必要な児童やその家族に対する支援を行うとともに、センターが有する専門性を生かして、地域の障害のある子やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助、助言を行うなど、身近なところで障害児童に対し必要な支援を行う体制を整えるところであります。

国の指針で、令和2年度末までに市町または圏域に設置することが求められております。今回、伊勢志摩定住自立圏の形成協定により、伊勢市を中心として、鳥羽市、志摩市と度会郡の4町の合計7市町共同の中核的組織として位置づけをさせてもらっております。

業務内容としては、児童発達支援、相談支援、保護者支援とともに、新たに作業療法士や言語聴覚士等の専門が保育所等を訪問し、発達障害児等のある児童の集団生活の適応のための専門的な支援を行っております。

従前の伊勢市児童発達支援施設おおぞら児童園を新築移転し、児童発達支援センターするもので、その建設費用の一部を連携市町で負担するという形のもので今回の補正の金額になります。事業の開始は令和3年1月からになっております。

あと、2つ目の質問ですが、現行の事業所のサービスは引き続き受けることができます。

あと、3番目の質問のほうなんですけれども、地域共生室の職員の負担や保護者の負担は変わることなく、広域であるが、より地域の相談体制が充実するという形になっております。

○8番（北 守） ちょっと意味が分からん。

議長。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ちょっとまたこれはあのときにでも聞かせてもらってもわかりま

せんけれども、予算委員会のときに。

3点目、4款衛生費の緊急対応型雇用創出事業委託料について、これは5月か6月でしたか、コロナ対策として、緊急対応型雇用創出事業を玉城町は実施しました。内容については、雇い止め、内定取消し等の就労機会を失った方々の雇用を条件に、事業主に発注し、就職をサポートする、そういう目的の事業だったと思うんです。

それで、今回ご質問させていただくのは、今回全額を落としたという、落としたというのか、削ったということですが、これ、全額落としてもええのかなということ、まず削った理由。

それからまた、まだ年度末までこれからまだ3か月余りあるんですけども、それまで予算を残しておく必要がなかったのかどうか。

さらに、3点目ですけども、来年度は予算計上するのか。この落としてしまったということは、予算計上するかどうかということにも関わるんじゃないかと思うんですけども、コロナの状況は不透明な中ですので、何か新しい事業を展開する考えを持っておられるのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

お尋ねをいただきました事業でございます。この本予算といいますのは、ご指摘のとおり、全国的な厳しい雇用状況を踏まえまして、4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により雇い止めまたは内定取消しなどの就労の機会を失った方々を対象として、失業者の就労をサポートする、ないしはつなぎ雇用を創出する、こういったことを目的として事業設計をしたというものでございます。

その中には、ご承知いただいておりますが、大きく2つの事業に分かれておりまして、1つは、会計年度任用職員として役場が直接雇用する者、直接型というふうに呼んでおりますが、そういったものと、今回減額いたしました事業者には何らかの事業を発注しまして、その事業の中で、条件として失業者の方をお雇いくださいという条件をつけて事業を発注するという委託型のものと、この2種類準備をしたというところでございます。

議員おっしゃいますように、3月まで置いておかなくていいのかということに関しては、直接型のものについて、今現在も予算置いております。この委託型が今回減額をさせていただいたというところでございまして、これの最大のネックは、該当する失業者の方がなかなかおられないというふうなところでございます。

また、その事業のどんな事業をするのかということを探る中におきましても、事業者側にもその指導者の人材確保が困難であるであったりとか、そういった失業の方がお見えになるのかというような不安の声がありまして、こうした状況での時期にありまして、今から委託の事業を発注するとなりますと、年度末までの完了というのが非常に困難であるというふうな状況も見込まれるということで、またこの予算をいつまでも押

えておくよりは、違うものにも有効活用できるのではないかというふうな判断もいたしまして、今回減額といたしたというところでございます。

今回の事業は、国の臨時交付金を活用して事業構築をしたものでございまして、次年度に当たっては、改めて検討させていただくということになるんですが、国からも3次補正で非常に大きな補正をして、15か月予算というような言い方もされておりますので、今後、次年度になるのか、補正で繰り越させてもらうのかも含めて、ちょっと今、非常に国も流動的な流れの中で今、事業に当たっておりますので、その中でコロナ対策全体の中で調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（北 守） どうもありがとうございました。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で一括上程されました議案第87号ないし議案第94号についての質疑を終わります。

◎日程第11 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（山口 和宏） 次に、日程第11 発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから質疑を行います。発言を許します。

6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 6番 山路。

発議第10号に着いて質問させていただきます。

発議の提出には明確な提案理由が必要です。この提出された提案理由は、単なる思うというだけの具体性に欠ける曖昧な理由が記されております。

今、全ての国民が新型コロナによる何らかの影響を受けている中、提案された理由には、住民の方々においても減収や失業等生活において影響が出ているものと思われるとの、そのと思われるとは、提出者がそう思われたもので、誰がどのような不利益を被っているか具体的に示されていません。

例えば、南伊勢町さんの主要産業は水産業です。その水産業に携わる多くの事業者の方々が大きな不利益を被っているという南伊勢町さんの実情があります。その厳しい実情を目の当たりにして、南伊勢町は町長をはじめ、議員の方々が3か月間報酬の2割を減額されたと聞いております。

また、伊勢市さんは観光産業が大きなウエートを占めております。内宮前のおはらい町は、1か月半にわたって全ての店舗を閉め、休業されておりました。それに伴い、ホテル、旅館の宿泊者も大きく落ち込み、観光に関する事業者、従事者の方々が大きな痛手

を被ったと聞いております。それで、伊勢市長をはじめ、議員の皆さんは、6月と12月の期末手当の減額をされております。

このように、南伊勢町さん、伊勢市さんのように不利益を被った方たちがたくさんいらっしゃるということは、誰が見ても理解できる明確な理由になります。それが、冒頭に申し上げましたように、この発議の提案理由にはそれが見えてきません。ゆえに、採決に当たり、賛否を考えると、判断できかねます。

毎議会ごと、町長提出の多数の議案には明確に理由が示されていて、私たち議員は慎重審議し、採決に臨んでいるのですから、この発議議案においても、いま一度明確の提案理由があればお聞かせしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（山口 和宏） ただいまの質疑に対し、提出者もしくは賛成者の答弁を求めます。
13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 13番 小林。

ただいまの質疑に対して答弁させていただきます。

明確な理由がないということですが、逆に言いますと、明確というのは何でしょうか。そういうのを申しますのも、やはり私たちが生きていく上で、この社会で何が一番大切かという、信頼関係やと思います。それは、住民との信頼関係はもちろんのこと、職員との信頼関係、この信頼関係を失ってはいけないと思います。

ですから、数字的な明確なことは示すことはできませんが、やはり信頼関係を得るためにも、何らかの措置というのが要ると思い、この提案をしたわけなんです。

ですから、それで答弁になっているかどうか分かりませんが、職員の方も思われると思いますよ。私たちは減額されるけれども、議員の皆さんは何もないんかって、こういう方も見えると思います。そういった理由から提案した次第でございますので、きちんとした答弁にはなっていないかも知れませんが、その点をよく理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 山路議員、質疑ありますか。よろしい。
（「帰られたんで」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） はい、分かりました。
（「着席してから」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 山路さん、質問席3回ありますんやけれども、ここで帰られたで、もうよろしいんやな。よろしい。
（「もう一回」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 山路議員。

○6番（山路 善己） 1点だけちょっと、矛盾している点があるもので、その点だけちょっとまた質問になるかどうか分かりませんが、お話しさせていただきます。

先ほどの説明の中で、職員の皆さんもボーナスの減額に応じているとおっしゃいまし

たけれども、これ、皆さんご存じのように、議員の皆さんも全員が知っていると思います。さきの臨時会で私はこのように申し上げました。玉城町の一般会計当初予算59億7,100万円のところ、追加、追加、追加の補正で、何らかの追加で9月定例会の時点で24億2,100万円、つまり金額にして4割、ほとんどが新型コロナ対策のための町民の皆様のための補正を組まれた。そして、平時から、三重県下で29の自治体のある中で、玉城町の職員さんは28番目、下から2番目の決して多くない報酬で頑張っていてやっておられる。ですから、人事院勧告、これは国家公務員のためのものであって、参考にして、それぞれの全国の地方自治体はそれを準用しておるわけで、決してそのとおりにしなければならないことはありませんから、今回はそれに反対します。

そして、この提案者が反対しておれば、何も申し上げることはありません。しかし、提案者も賛成されて、職員の皆さんのボーナスの減額をしていることになります。ですから、ちょっとそれは矛盾しているなど私、思っております。

ちなみに、臨時会の折は金額申し上げませんでしたけれども、総務省、ちょっと待つてくださいね、思い出します。総務省2019年次の各県別の全国の地方自治体の年収データ、これに基づいて計算しまして、1万7,640円になります。この根拠は、玉城町の職員の皆さんの年収は国家公務員さんの年収の84%になるんです。国家公務員さん2万1,000円と報道されていますので、その84%、それが1万7,640円……

○議長（山口 和宏） 山路さん、ちょっと簡明にお願いします。

○6番（山路 善己） 今の答弁、また質問です。そういうことで、職員さんの減額の件はちょっと矛盾していると思います。これについて、答弁要りません。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 10番 奥川。

提案をいただいております議員報酬に関する条例の一部改正についてですけれども、提案されました議員さんに対しまして質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この制定は、具体的に金額も月数も提案をされておりまして、その根拠といえますか、2万円の減額をして、3か月間と言う提案ですんですが、その根拠を少し明確にさせていただきたいと、このように思います。町長さんと比較した場合に、議員のパーセントはどうなんだとか。適切なのかというふうなことをお聞きをしたいと思います。

もう一点は、この総額多分恐らく78万円ぐらいになるのかな、議会全体の中でですね。これが玉城町に対して具体的にどのような効果を及ぼすのか。ただ精神論だけなのか、具体的にどうなのかというお考えをお示しをいただきたい。

もう一点は、報酬を減額する、減じるというふうな条例になっていますけれども、提案条例になっておりますが、報酬を減額であれ、いわゆる身を切るということでありませぬ。本来議員としてなすべきことをなして、最後の最後に身を切る、これは議員として、そういうものが求められているし、我々もそういうふうにながら心にかけている。そのような状

況であるかということをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 13番 小林。

まず、根拠としましては、私たち議員の基本給は月額20万円の約1割程度でしたら、でしたらと言ったらあれですけども、を根拠としました。10%、2万円という。それも、一応今年度中ということで、3か月ということで示したわけです。

2番目の質問の具体的な使い道というようなことなんですが、これはやはり私たちが考えるのではなく、執行部がいかにかそれを利用してもらうかということになるのではないのでしょうか。

3番目の質問が、ちょっとあまり理解ができなかったので、もしあれでしたら、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 今回、減額をしてはどうかというご提案をいただいておりますが、その減額をするということを玉城町議会で可決をするというふうなことになる、身をもって減額と決めたというふうになるわけですね。身をもって減額をする前に、もっとなすべきことがあるん違うんかというふうなことを私は言いたいわけです。

精いっぱい議会としていろいろな形で、災害もあったし、いろいろな形で町民の方がいっぱい困っていることが日常茶飯事、いっぱいあるわけです。そんな中で、身を切る、身を切るという形でしておれば、もう身がもたないということになるんで、今回、なすべきことをしっかりして、身を切るというふうな緊迫した状況に至っておるのかどうか。

これは議会全体に言えることなんですけれども、まさに我々議員としては、そういったことを日常の中で人々解決、努力していくということが望ましい中で、身を切ったらいいんだという簡単な安易な気持ちなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○13番（小林 豊） 全く安易な気持ちではありません。やはり今のコロナ禍の状況の中で、世間の風潮がそういった中で、やはり仕事としては皆さん一生懸命やってもらっていると思うんですが、何らかの対策を我々としても打たなあかん、この気持ちが一番強かった。このようにご理解いただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 今回、そういった形で町議会議員さんの年間報酬が幾らやと言うて、その中の1割というふうな提案をされました。

当然期末手当もありますし、総額でいった場合、町長さんの総額、年収総額と率でいけばどうなのかということも見ておかないと、町長よりも上のことを我々が下げても申し訳ないということにもなりますんで、それやったら議会に合わさなあかんやないかと

いうふうな逆なことになりますんで、町長が年収の中でこれだけ1年間で下げられたんやと。その率に合わせて議会も下げるといふんであればいいと。いいんではないか。率の考え方としてはいいんではないか。そやけれども、町長の上前をはねるようなことではどうなんやろうと、そういうことまで考えておられるのかどうかをお聞きします。

2点目ですけれども、どれぐらいの効果があるか、これは非常に大事なことです。世間であれだから、まあ、これぐらいにしておこうかというのではなくて、それは執行部側が考えると言われることも分からんではないんですけれども、我々提案をするんであれば、それはこう使ってくれというふうな具体的な物を出してやるべきで、減額するけれども、あとは執行部で考えてくれと、これはもう一つ議会としてふさわしく、そういうことを出すのはふさわしくないと思うんで、その辺はもう少しあれば、明確に聞きたいと思います。

それで、最後ですけれども、安易な形でという形ですすね、本来議員としてなすべきことをもう少し我々は明確に持って、日常の議会活動が円滑になっているのかどうか。それで、コロナに対しても、先ほども申しましたけれども、コロナに対しても、またはいろいろな災害に対しても、この産業振興政策に対しても、いっぱい課題がある。そういったことは議会が一丸となって取り組むべきであって、ただ、議会として役を果たした。任務やっているやないかというんが減額なんかということなんで、議員魂というその辺をちょっとベースにおいて答弁をお願いしたいと思います。

○13番（小林 豊） まず、1点目の額についての町長の上前をはねるとか、そういうことじゃなしに、議会として、議員として、できる限りのことをしようと思ったときに、この金額がふさわしいんではないかと考えました。

次に、利用の目的というか、これはやはり自分たちがこれがもし可決された場合に、執行部側としては、やっぱりコロナ対策とか、そういうことにいろいろ配慮いただいて、予算に組み込んでもらえる、そのようには思っていますが、そこまで私たちが示す必要は私はないと思います。

3番目の質問ですが、繰り返しになるかも分かりませんが、やはり先ほどの山路議員の質問にもありましたけれども、私たちが生きていく社会の上で、信頼関係というのが一番大事やと思うんですよね。これは報道とかにもありますけれども、どこしも賞与の、議会の議員の賞与のカットなんかもある中で、やはり何らかの処置を考えるということで、仕事をやる、やらんではなしに、何らかのことを講じていきたい、この思いが一番強いということでご理解いただきたいと思います。

○10番（奥川 直人） 議長、3回目。

住民の皆さんとの信頼関係、それは議員、玉城町議会または一人一人の議員さんとの信頼関係、これは何かといたら、私の思いですよ、これ。なんですけれども、信頼関係って、どんだけ住民のため、町のために議員が提案したり、一般質問の中でいろいろな物事を解決しているか、もしくは地域の住民の声を聞いて、行政といかに調整をして

いるか、これがまさに議会としての信頼関係だと。信頼関係築くために減額するわと。これは議員として非常に情けないことではないかと私は思うんですが、いかがですか。

○13番（小林 豊） 私はそうは思いません。ふだんからやっぱり住民の声、町民の声を聞いて、いろいろな面で、奥川議員をはじめ、皆さんも町のほうへ提言したり、提案したりされていると思います。

ただ、今回のこの時期に、コロナのこの時期に、やはりそれは尺度というのははかり切れないと思いますけれども、少なからずとも減収なりされている方は町民の中にもいらっしゃると思います。そういった思いでこの提案に達したということで、再度ご理解いただきたいと思います。

○10番（奥川 直人） じゃ、よろしいです。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時36分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

本日質疑を終了しました議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第8号）
ないし議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の各議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に審査付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号ないし議案第94号の各議案につきましては、議案付託表のとおり審査付託をすることに決定いたしました。

議案精査のため、12月12日から15日の4日間は休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から15日の4日間は休会とすることに決定いたしました。

来る12月16日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前9時37分 散会)